



非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月3日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第2号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「第69条の7」を「第3条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職 員 課